

服薬支援者の皆様へ DOTS への積極的な取り組みをご支援願います

—結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）推進事業要領解説—

【はじめに】

保健所は結核患者が確実に服薬し治療を完遂するため、医療機関と連携をとりながら支援する役割があり、DOTS事業を推進しています。これまでに、入院中の患者への「院内DOTS」が普及しました。退院後、通院の患者さんに対するDOTS戦略を推進するため、今般、**感染症法の一部改正**が行われ、地域の**服薬支援者（※1）**の協力が法的に整理されました。

岩手県（保健所）では、「**結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）推進事業**」を推進し、服薬支援者の皆様からご協力をいただきながら、**服薬確認（※2）**を通じて結核患者の支援に積極的に取り組んで参ります。

患者支援のDOTSの輪



服薬支援者の連携が治療を成功に導きます

※1 「服薬支援者」とは・・・

服薬支援者として、病院・診療所**看護師、薬剤師、市町村保健師**のほか、**訪問看護師、在宅介護支援センター職員、ヘルパー、生活保護ケースワーカー**等の**福祉や介護保険関係機関の職員**及び**広く患者さんを支える周囲の方が**考えられる。複数の地域支援者が関わる場合も考えられるので、保健所保健師はアセスメントを行った上で個別支援計画を作成し、円滑に服薬支援が実施されているか定期的に確認する役割と責任を持つ。

※2 「服薬確認」とは・・・

服薬支援者は、家庭訪問をして患者の服薬を見届けるほか、必要に応じて服薬後の空き袋の確認、残薬数の確認を行う。抗結核薬の服用期間は、6～9か月と長期。患者への支援が必要。

岩手県保健福祉部・保健所

結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）推進事業実施要領 目的（抜粋）

全結核患者を対象に、確実に抗結核薬を服用させることにより**結核患者の治療完遂と、結核のまん延を防止**するとともに、**多剤耐性結核の発生を予防する必要性が高い**ことに鑑み、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14及び第53条の15に基づく**保健所の保健師等による患者の家庭訪問指導及び結核患者等に対する医師による「処方された薬剤を確実に服用する」旨の指示並びに直接服薬確認を軸とした患者支援**を行うことにより、**地域における結核患者の治療完遂率の向上を図る**ことを目的とする。

【院内DOTSが前提】

DOTS（直接服薬確認療法）推進事業の特徴の1つは、医療機関と保健所が連携協力して患者を支援すること。喀痰塗抹陽性患者の多くが入院治療するわが国では、「院内DOTS」による服薬確認は効果的で、年々、「院内DOTS」を導入する医療機関が増え、成果も上がっています。

【服薬確認方法の選択】（個別患者支援計画）

服薬支援体制として、3段階の服薬確認方法（DOTSタイプ）がある。地域の特性や患者の利便性、治療中断のリスクに応じて、下記のいずれかを選択する。どれを採用するかは、DOTSカンファレンス※3において医療機関と保健所スタッフが十分協議検討し、退院後の具体的な服薬支援方法（いつ、だれが、どのように、服薬確認するのか）を計画する。

※3 DOTSカンファレンスとは・・・

「患者を治す」という共通目標を持つ医療機関と保健所スタッフは、お互い遠慮せず積極的にカンファレンスに参加し問題の解決を図ること。退院前には必要に応じてソーシャルワーカー等を交え、具体的な服薬支援方法について検討する。

【3段階の服薬確認】

DOTSタイプは、下記の3通り。患者の状態の変化や地域の状況に応じて他のDOTSタイプへ移行することもあり、弾力的な運用が可能。

- **外来DOTS**：病院・診療所の外来や保健所に毎日通って、服薬指導を受ける。住所不定や中断歴があるなど治療中断のリスクが高い患者を対象に行う。
- **訪問DOTS**：週1～2回以上家庭訪問をして服薬指導をする。訪問しない日は、自己管理。介護を必要とする在宅の高齢者や一人暮らしの高齢者で、退院後の治療継続に不安があるため退院ができない人等を対象とする。大都市以外の地域で今後の展開が期待されているタイプで、介護・福祉サービスが利用されていることも多く、**地域の服薬支援者**の支援が期待される。
- **連絡確認DOTS**：月1～2回以上訪問や電話等で服薬状況を確認する。施設等に入所している高齢者も含む。基本的には自己管理が可能な人たちだが、具体的な服薬方法や継続できなくなった時の対応等について、事前に保健師と話し合う。その上で保健師は月1～2回以上本人と合意した方法で服薬状況を確認する。

【評価と見直し】

DOTS戦略を効果的に推進するために、DOTSカンファレンスにおける個別患者支援計画の見直しと、コホート検討会※4における指標を定めた評価を定期的実施する。

※4 コホート検討会とは・・・

保健所、医療機関、結核診査協議会委員が参加し、治療終了者の治療成績のほか、保健師の患者支援の評価、DOTS事業全体の評価を行う。特に治療中断や失敗事例については、詳細に症例検討を行い服薬支援体制の見直しを行うこと。